

投資信託 目論見書補完書面

この書面は金融商品取引法第37条の3に基づき、交付目論見書と一体でお渡しいたします。
お手続きの前にこの書面および交付目論見書の内容を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面及び交付目論見書に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

りそなコミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談（サービスコード①④）の受付時間は平日9時～21時となります。〕

◇この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家にたいして分配する仕組みに特徴があります。（運用成果はマイナスとなることがあります。）

◇募集・買付・換金等の取扱は販売会社である埼玉りそな銀行が行い、設定・運用は、委託会社が行います。

投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券に投資しますので、これらの発行体の信用状況の変化や金利等の指標に係る変動などを原因として、基準価額は大きく変動します。
基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益、及び損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

【確認事項】 交付目論見書をお読みの上、ご理解ください。

【ファンドの目的・特色】

- ① ファンドの目的・特色について（毎月分配型は収益分配金に関する留意事項もご確認ください。）

【投資リスク】

- ② 投資リスクについて

【手続・手数料等】（お申込みメモ・ファンドの費用・税金）

- ③ お申込みについて
④ ご換金について
⑤ 収益の分配について
⑥ 費用について（交付目論見書・販売用資料等でご確認ください。）

◇投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の合計額となります。なお、運用管理費用（信託報酬）については、保有日数に応じて、ご負担いただけます。

- お申込み時に直接ご負担いただく費用：申込手数料（購入時手数料）
- 保有期間中に信託財産で間接的にご負担いただく費用：運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料
- 途中換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額

- ⑦ 税金について
⑧ その他ご留意点について（繰上償還・信託期間等）

◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則としてあらかじめ当該ご注文に係る、代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。・ご注文にあたっては、銘柄・売り買いの別、数量等、お取引に必要な事項を明示していただけます。・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書等をお客さまにご郵送させていただきます。（お申込みいただくと、電磁的方法による受取に変更できます。）

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号

●主な事業：銀行業 設立日：平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要 内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等 ●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 ●この商品において、対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。

●【当社の苦情対応措置及び紛争解決措置】 お取引内容のご確認・ご相談や苦情につきましては、お取引店までお申出ください。なお、訴訟手続によらず、公正な第三者が関与して、苦情トラブルの解決をあっせんする制度として、一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。・全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ・証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005